川越市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則（案）に対して提出された意見公募手続の結果について

１　意見募集の実施概要

(1)　**募集期間**　　平成２８年１月１２日（火）～平成２８年２月１０日（水）

(2)　**募集対象者**　　①　市内に住所を有する方
②　市内の事業所等に勤務する方
③　市内の学校に在学する方
④　その他この案に関し利害関係を有する方

(3)　**周知方法**　　平成２８年１月１０日号広報川越及び市ホームページ

(4)　**計画案の閲覧**

①　市役所本庁舎４階職員課、各市民センター、南連絡所において印刷した原案を閲覧

②　市ホームページにおける電子媒体での閲覧

(5)　**意見の提出方法**

件名、氏名、住所、連絡先（電話番号、E-mail アドレス等）及び意見をご記入の上、職員課へ持参、郵送、ＦＡＸによる提出又は市ホームページからの電子申請による提出

２　意見募集の結果

(1)　**応募者数**　　３名

(2)　**意見数**　　３件

(3)　**意見の概要と意見に対する市の考え方**

提出されたご意見とそれに対する市の考え方は以下のとおりです（なお、類似の意見は取りまとめています）。

No	意見の概要	市の考え方
1・2・3	市職員を派遣することにより、川越市シルバー人材センターの組織活性化を図るとともに、会員である高齢者の知識や経験を生かした、就業機会の提供を行い、地域福祉の向上に努めてもらいたい。	市職員を派遣し、川越市シルバー人材センターの人材育成及び組織強化を図り、高齢者の就労の機会を確保するとともに、高齢者が充実した生活を送れるよう、より一層の高齢者福祉の推進に努めてまいります。